

令和2年10月5日

会 員 各 位

(公社)大分県トラック協会

全ト協表彰規程による表彰の候補者推薦について

標記については、(公社)全日本トラック協会から、本会の運営ならびにトラック運送事業及び運送取扱事業の健全な発展に寄与すると共に、当該事業の社会的地位の向上に貢献した者の功績を讃え表彰することを目的として、表彰規程(別添1)に基づき推薦依頼がありました。各会員事業所において推薦の上、令和2年11月20日(金)までに協会事務局宛に関係書類を提出していただきますようお願いいたします。

なお、ご推薦いただいた候補者の情報(個人情報)については、全ト協個人情報保護方針に基づき、当該表彰以外には使用しませんことを申し添えます。

記

1. 選考基準

事業役員

満50歳以上の者で当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著で次のいずれかに該当する者

- (1) 運送事業役員としての期間が20年以上の者
- (2) 団体の役員としての期間が15年以上の者

従業員

- (1) 危難をかえりみず職責を遂行し、または重大な事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- (2) 有益な発明、考案、改良又は研究を行い、運送業務に著しい貢献をした者

運転者

- (1) 事業用自動車運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者

2. 提出書類

- (1) 功績調書(様式第1号) A4判(横書き・左とじ) 1部
- (2) 履歴書 A4判(横書き・左とじ) 1部
- (3) その他選考にあたり参考となる資料

3. 提出期限 令和2年11月20日(金) ※ 期限厳守

※ご不明な点は協会事務局(TEL 097-558-6311 担当:小高)までご連絡下さい。

公益社団法人全日本トラック協会
表 彰 規 程

別添 1

(表彰の目的)

第1条 この規程は、本会の運営ならびにトラック運送事業及び運送取扱事業の健全な発展に寄与すると共に、当該事業の社会的地位の向上に貢献した者の功績を讃え表彰することを目的とする。

(表彰者)

第2条 この規程に定める表彰は、公益社団法人全日本トラック協会会長（以下「会長」という。）の名により行う。

(表彰の種類)

第3条 表彰の種類は次のとおりとする。

- 一 感謝状
- 二 表彰状
- 2 表彰には賞金あるいは副賞を附与することができる。
- 3 感謝状は次の者に贈呈する。
 - 一 トラック運送事業及び利用運送事業の役員
 - 二 事業者団体（会員）の役員
- 4 表彰状は次の者に贈呈する。
 - 一 トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに運送取扱事業の従業員
 - 二 事業者団体（会員）の職員

(被表彰者の選考基準)

第4条 被表彰者は次の基準により選考するものとする。

- 一 トラック運送事業及び運送取扱事業の役員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- 二 事業者団体の役員として15年以上その業務に精励し、当該事業の発展に寄与し、その功績が顕著な満50歳以上の者
- 三 トラック運送事業の運転者及びその他の従業員並びに運送取扱事業の従業員で次に掲げる者

- イ 危難をかえりみず職責を遂行し、または重大事故を未然に防止し、その功績が顕著な者
- ロ 有益な発明、考案、改良または研究を行い運送業務に著しい貢献をした者
- ハ 運転者として30年以上勤務し、成績優秀な者
- 四 事業者団体の職員として20年以上その業務に精励し、当該事業の発展に著しく寄与し、その功績が顕著な者

(被表彰者の推薦)

第5条 被表彰者の推薦をしようとする第1種普通会員は、毎年12月末日までに次の書類に順位をつけて会長に推薦する。

- 一 功績調書(様式第1号)
- 二 履歴書
- 三 その他選考の参考となる資料

(被表彰者の選考)

第6条 被表彰者の選考は理事会で行い、表彰する。

(特 例)

第7条 第4条に掲げる選考基準の外、トラック運送事業及び運送取扱事業の社会的、経済的地位の向上に寄与したと認められる者があったときは、正会員の申し出により前条の規定にかかわらず、会長はこれを表彰することができる。

附 則

- 1 この規程は、昭和54年5月22日から実施する。
- 2 この規程は、平成26年6月4日から実施する。